

KS KR

No. 172

2012
Sep.

9

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料 1部 100円

会員は会費に含まれています。

障害者虐待防止法成立 と障害者差別禁 止法

○2011年6月17日に成立した「障害者虐待防止法」がいよいよ2012年10月1日に施行となります。

奈良県からも私達に次の依頼文が届いています。…障福第336号 平成24年9月10日 NPO法人 奈良県自閉症協会理事長 殿 奈良県健康福祉部長…障害者虐待防止・権利擁護体制の構築について(依頼) …平素は本県の障害福祉施策の推進にあたりご協力をいただきありがとうございます。「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)が10月1日に施行されることを受けて、奈良県では法第36条第1項に基づき障害者虐待対応の窓口等となる「奈良県障害者権利擁護センター」を障害福祉課内に設置します。また、各市町村においても法第32条第1項に基づいて「市町村障害者虐待防止センター」の設置についての検討がすすめられています。 障害者虐待を未然に防止するとともに、障害者虐待またはその疑いのある事案について当事者及びその家族等からの届け出・相談、または地域等からの気づきや発見による通報・相談があった際には、関係機関が迅速な情報共有を図り、対策チームとして事案に応じた対応策を検討・実施する

ことが必要です。 貴職におかれては、障害者虐待の防止並びに障害者虐待事案発生時における必要に応じた情報共有等のご協力をお願いします。(問合わせ) 奈良県健康福祉部障害福祉課 自立支援係 中野原背(はらせ) 電話: 0742-22-1101 (内線 2838) 0742-27-8513 (ダイヤルイン)

障害者虐待防止法は「障害者虐待」を家庭内に限らず、福祉施設の職員や職場の上司による虐待も指すと定義。国や地方自治体に早期発見に努めるよう求める。その上で、発見者は市町村に通報しなければならないと規定し、通報によって解雇など不利益を受けないと明記しています。市町村は家庭への立ち入り調査や一時保護ができます。さらに必要に応じては都道府県や労働局に通報し、虐待の現場が施設の場合は都道府県が、職場の場合は労働局が指導するよう定めています。虐待対応の窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」の設置を義務付けられました。

障害者虐待防止法案は2009年11月、自民、公明両党が議員立法で国会に提出したが継続審議となり、その後民主党なども加わっての協議となりました。当時、子ども、お年寄りにはそれぞれ児童虐待防止法、高齢者虐待防止法があり、障害者に対

しても法整備を求める声が上がっていました。いずれにせよこれedyouやく、児童、高齢者、障害者に対する虐待防止法が出揃い、DV防止法を加えとかなりの割合の「被虐待者」が法的にカバーされます。あとは実際の運用面で実のあるものとなることを望みます。私たち自閉症児者の親・関係者にとってはこの法律の成立の背景となった、2004年に起こった福岡の知的障害者施設「カリタスの家」での虐待事件を忘れることが出来ません。「カリタスの家事件」は2003年12月、重度知的障害の男性入所者に、炭や唐辛子、菓子の包み紙を食べさせた(2件)熱湯のコーヒーが入ったカップを男性の口元に押し付けてコーヒーを流し込み、唇や舌などに大やけどを負わせた(3件)事件です。この施設は、当時、国の自閉症・発達障害支援センターとしても活動しており、自閉症関係者のショックは大きく、厚生労働省が緊急に検査を行い当時の施設長と職員が刑事告発された事件でした。奈良県でも2007年5月倒産した「大橋製作所」での知的障害者への虐待・年金横領等の事件がありました。これらの教訓を生かした、奈良県行政の今後の取り組みに期待していききたいと思います

○障害者差別禁止法

2012年8月21日、奈良県では「高校生県議会」というのが行われた

ようです。そこで高校生から「障害者差別禁止条例」制定を求める質問が出ました。荒井知事は「せっかくのご提言ですから制定の方向で進めます」と学生達にあっさりとは答弁されたようです。千葉県などではすでに行われている障害者差別禁止条例を、ぜひとも奈良県でも早急に定めてほしいものですが、いま「差別禁止法は必要ですね」ということで私たちの周りで話題になっている事例をみると、実施はそう簡単なものではないことが伺われます。

日本自閉症協会のメーリングリストで東京都自閉症協会の今井さんからいただいた情報によると、今年5月当該地域に下記のような障害者施設建設反対ピラが投函されていたようです。現在でもこのような差別的論理がまかり通るということと、東京都という日本の中心でもこのような行政の対応のまずさが存在するこ

と、さらには、このような差別事象を禁止する法律が整備されていないことに今さらながら驚きます。ただ、私達の奈良県でも過去このような事例はいくつもあったように思いますので、これを教訓として、障害者差別撤廃の具体的施策を早急に進めていかなければなりません。

○ピラの内容…小石川4丁目都有地の知的障害者を主とした大型障害者施設建築計画に反対しましょう！小石川にお住まいの皆様、または、小石川に通勤なさってる皆様へ…小石川郵便局の隣に、知的障害者を主とする大型障害者施設建設計画があります。その計画には、居住施設（5名）と通所施設（25名）が含まれ、日常的に、知的障害数十名の散歩や公園清掃活動などが予定されています。そのため、小石川4丁目住民に限らず、小石川郵便局を利用なさる方など、広く、小石川全体で、知

的障害者との接触の機会が急増します。知的障害者が近所を歩き交いするなかで、2008年千葉県東金市で起きた軽度知的障害者による女兒殺人事件（成田ゆきまろちゃん殺人事件）のような思わざる事故など、これまで考えられなかった事件が小石川全体の住民生活に降りかかってくる恐れがあります。来る5月19日土曜日の10時より茗台中学校となりの茗台アカデミー7階学習室Aにて、4回目の住民説明会があります。私達が度々白紙撤回の要求したにもかかわらず、東京都は、施設運営の民間事業者を選定した模様です。この計画には、実は、わたしたち住民にとって大変な問題点やリスクがあるといえます。今回の説明会に、できるだけ多くの方にご出席していただき、大型障害者施設建築計画及び運営計画と、施設が周囲に与える影響について十分ご理解いただければ

と思っております。東京都が、民間事業者にも都有地を貸し付けるの、来年の平成25年7月の事で、1年ちかく先のことですが、今回が、私達が反対意見を述べる最終の機会になるのではないかとと思われることから、周辺住民の強い反対意見がなければ、施設の建設が開始してしまいます。皆さん、ぜひご出席ください。そして、この計画の問題点や受け入れの是非について、納得のいくまで説明をお聞きになって、積極的に発言していただきますようお願いいたします。私達の皆の力で、この計画を白紙撤回させましょう。●●●※個人名＊建築反対派の方は、説明会終了後、7階ロビーにお集まりください。…以上がピラの内容です。このことについて、協会理事で弁護士の辻川さんから情報がよせられ、「日弁連では、この小石川の件をきっかけとして、差別禁止法制定

特別部会の委員の有志を中心に、「偏見打破プロジェクトチーム」が作られたそうです。そして、わかりやすい理解啓発のパワーポイントを持参しての説明会の開催などで、「知らないことが偏見や差別につながるの、知ってもらおう」という工夫がされている」ということです。また、協会の市川副会長からは、「このような例は都区内では珍しくありません。世田谷区では、反対運動が起き、現存している施設の改築も保留になっています。従って多くの区では合築を選択します。1Fに老人施設を作り、2F以上に障害者施設を作ります。以下は、約10年前の私の経験です。私が都内の多摩地区で障害者入所施設を作った際にも説明会を行いました。近くの300戸あるマンション住人が「施設が出来ると、我々の購入したマンションの値段が下がる」、

「下がったと差額を支払え」と反対運動を起こしたからです。その首謀者は不動産鑑定士でした。行政の指示で13回の説明会を行いました。目の釣り上った近隣？の人々が集まり、説明そのものの妨害もあり、阿鼻叫喚の状態になったこともありまし、ネクタイを引っ張られるようなこともありました。反対派は説明会の前に会合を行い、発言の打ち合わせをしているようで、賛成の意見が出ると、寄ってたかって抑え込んでいました。反対派は市に行き市長に抗議を行い、その後東京都に乗り込み、更に厚労省にも押し寄せました。その度に私たちは呼び出しを受け、「こんなに反対運動があるのに作るのか」と確認をされました。時には夜遅く反対派との話し合いを求められました。その度に「我々は間違ったことをしていないのであり、絶対に作る」と訴えました。行

政の窓口は、「一戸ずつ回って承諾書を取ってくるように」と言う指導をしました。こういう際に行政は「反対派も住民ですから」、「あなたたちの説得が足りないから」と説明します。よく読むと、「説明をする」と書いてあっても「説得する」とは書いてありません。行政の窓口は「皆さんが反対すれば、この施設は取り止めになります」という説明を反対派にしていました。自分たちの仕事を減らそうとしているのだと思いました。我々の抗議でこの窓口の職員は転勤になりましたし、出来上がった際には、行政の上級職から「ご苦勞様でした」とねぎらいを受けました。マスメディアも同じです。反対派支援の記事を書く新聞社から、我々を支援するメディアまで様々でした。その後都内では、「GHやCHは施設ではないので、住民説明会を行わなくてよい」、ことになりま

した。最近、「GHやCHも説明会を義務づけるべきだ」という議論があり、票の欲しい一部議員がこれを後押ししています。通常、こういう反対運動は文書を残さないように行います。今回の件は、文書化したものが残っている点が、逆説的にいえばありがたかったのでしょうか。早い差別禁止法の成立が望まれます。」とのコメントがありました。さらに協会理事で事務局長補佐の和歌山の久保さんからは、「和歌山の私の地元でも施設建設の反対運動は数多くありました。私も説得工作に何度か参加しましたが、地方では反対している人の交友関係がわかりますから、そこから根回しを行います。それから、行政は積極的に説明会や説得の現場に参加して協力をしていただいていることが都会とは大きな差だと感じています。少なくとも認可する側が必要でない判断するので

あれば説明会や説得に協力はないと思いますが、必要であるから認可するのであれば、説明会などには行政の立場として説明を行い、関係者に知恵を貸すべきであると思います。そうした行政の取組姿勢に疑問を感じます。」とのコメントが寄せられました。

わが奈良県でも、このような偏見を生まないための日頃からの啓発の取り組みを、行政と共に私たち奈良県自閉症協会のメンバー一人一人が進めていかなければならないと思います。今進めているHahahaキャラバン隊の活動も継続よろしくお願いします。（河村）



2012年8月22日

「発達障害の支援を考える議員連盟」における今後の検討課題についての提案

高木美智代 事務局長 殿

社団法人 日本自閉症協会 会長
山崎晃資

8月8日の議連会議においてご依頼頂きました「今後の検討課題」につきまして、下記のようにまとめましたのでご連絡申し上げます。

この提案書は、（社）日本自閉症協会の倫理・啓発委員会および政策委員会作業小委員会からの意見、および関連学会の有志からの意見を整理したのですが、それぞれに微妙な意見の相違がありました。そこでアスペルガー症候群を有する人が被告

人となった場合を想定した一般論として提案する次第です。

とくに立法府が司法に介入するような誤解を生じないように、今後の取り扱いと審議には十分なご配慮を頂きますようお願い致します。

【前提】

1) 障害（ここではアスペルガー症候群）を有することと、責任能力の問題は別次元のことであり、障害を理由に量刑を減じるべきであるという考え方を当協会は基本的に持っていない。

2) 「障害」を理由に差別的な取り扱いは断じて行われるべきではなく、司法においても「合理的配慮」の確立が行われるべきであり、アスペルガー症候群の人々を社会から排斥しようとする考え方には断固、抗議する。

3) アスペルガー症候群の人々は社会で暮らしていく上でさまざまな「生活の困難さ」や「暮らし難さ」を持っており、否応なく社会的に孤立した生活に陥り、極限の状態まで追い込まれている事例（家族も含めて）が少なからずある。そのような事例にいかに関与することができ、支援の手を差し伸べることができるのかを真剣に議論し、有効な対策をたてることが急務である。

4) 今回の判決にみるような「社会防衛的」な考え方は、ある意味では社会の人々が漠然と抱いているアスペルガー症候群の人々への警戒感（世間の過剰防衛）を示すものとも思われ、この種の差別的警戒感をいかに軽減するのがわれわれに問いかけられているのではなかろうか。

【今後の検討課題】(提案)

I. 事案の取り調べから判決までの経緯において留意して頂きたい事項

- ①調書を取る段階から裁判が進行する過程で、アスペルガー症候群の人々にとって通訳的機能を有する専門家を介在させること。
- ②アスペルガー症候群の人々の「意思決定の支援」を慎重に行うこと。
- ③アスペルガー症候群の人々の心理学的特性を十分に認識した上での審議を行うこと。
- ④アスペルガー症候群をはじめとする発達障害の人々の心理学的特性に精通した弁護士を選任すること。

II. 類似の事例についての検討

- ①本件に類似する事例の洗い出しが必要である。アスペルガー症候群と

判定され、それが判決に影響した事例はあるのか。とくに裁判員制度後に、どのような事例があったのか。

- ②障害のあることを理由にして、求刑よりも重くなった事例や、通常の刑よりも重くなった事例はないのか。

III. 再犯対策をいかに行うか

- ①アスペルガー症候群の人々は枠組みが明確な刑務所に入所すると安定した状態になることはよく知られている。刑務所内で、どのようなスタッフによって、どのようなプログラム(更生プログラム)が組まれるのかが重要な問題である。
- ②ただし、刑務所に発達障害の人々のためのプログラムを作ることには、十分に慎重な検討が必要である。その理由は、安易になされると「保安処分」につながる可能性があり、

そもそも般化が困難であると考えられるからである。

- ③出所後の受け皿の問題として、地域社会の中にプログラム(発達障害者支援センターおよび地域生活定着支援センターの充実など)を作る方が必要である。

IV. このような事件の発生を防ぐためになにをすべきか

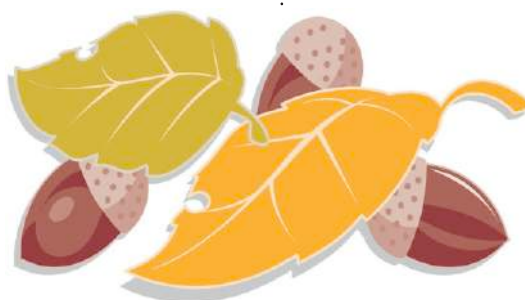
- ①発達障害者支援センターおよび地域生活定着支援センターが十分に機能し得る体制を整え得るように、社会的・経済的支援の強化が必要であり、真の意味での専門家の養成は急を要する。
- ②「社会の受け皿」の未整備を、安易に家族責任論にすり替えてはならない。
- ③今回の事例について、社会的資源、とくに医療・教育・福祉の機能的連

携が効果的になされなかったことの解明を行い、総合的な施策の改善が求められる。

V. その他の法的整備について

- ①障害者差別禁止法の速やかなる制定と、各論における司法の規定(特に合理的配慮の個別規定)の設置
- ②刑事訴訟法の改正(障害者基本法29条との整合性、例えば、176条に発達障害によりコミュニケーションに支障がある場合を加える。)
- ③発達障害のある人の処遇に関する特別法(医療観察法?)の設置
- ④触法特別加算の改善

以上



「発達障がい者に求刑超え異例判決」について

切なくつらい話ですが、今回の判決を皆様と共に考えたく、記述いたします。

平成24年7月30日、大阪地裁において、小学校5年生から不登校となり、約30年間、自宅に引きこもる生活を送ってきたアスペルガー症候群を有するとされる42歳の男性被告人が、実姉を刺殺した殺人事件で、検察官の求刑16年を超える懲役20年の判決が言い渡されました。弁護側は障害の影響があったとして、保護観察付きの執行猶予判決をもとめていました。

事件は、被告が約30年間の引きこもり生活は姉のせいだと逆恨みし、平成23年7月25日に生活用品

を市営住宅の自宅に届けにきた姉に対し、腹などを包丁で数箇所刺して殺害したというものです。

量刑判断の理由として

1. 被告人は未だ十分な反省に至っていない。
2. 被告人の母や次姉が同居を明確に断り、社会内でアスペルガー症候群という精神障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもない現状の下では、再犯の恐れが強く心配され、長期間刑務所に収容することで、内省を深めさせる必要がある。

社団法人 日本自閉症協会 山崎会長の意見表明では、

1. アスペルガー症候群であるから反省が出来ていないというのは、明確な誤認。正しく認定できているか疑問である。

る」とし、検察官の求刑よりも重く厳罰に処した部分は、「アスペルガー症候群を有する人々を社会から隔離することで、社会秩序を維持すべきである」と言っていることと同義であり、アスペルガー症候群の障がい者を社会から排除しようとするもので、到底受け入れることはできない。まさに障害を理由とする差別的な判決である。

（超党派の国会議員でつくる「発達障害の支援を考える議員連盟」会合での発言より）

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 市川理事長の意見表明では、

1. 障害を理由に罪を重くすることは差別ではないか。
2. 発達障害を正しく理解したうえでの判決になっているか。
3. 受け皿が用意されていないこ

と、その見込みもないというのは本当か。

4. スペルガー障害の姉を持つ妹の方からの切実な声

・精神障害の方の裁判において、障害を理由に罪を軽くしてもらうことは望んでいないが、支援や治療と刑罰は別。支援は本人を助けるだけでなく、家族や周囲の人を救う。

・事件について正確に知るためには、障害を理解し、被告人の考え方やサポートできる専門家を取り調べや裁判においても同席する必要がある。

・刑罰を重くする理由として、障害が用いられることは間違っているし、同じような境遇にいるたくさんの方々にとって、とても絶望的。（超党派の国会議員でつくる「発達障害の支援を考える議員連盟」会合での発言より）

2. アスペルガー症候群と犯罪の因果関係はないことは、医学的にも証明されている。何ら根拠のない偏見と差別に基づくものである。

3. 「受け皿がない」との指摘は、社会の受け皿はグループホームやケアホームなど、社会が提供すべきであり、安易な家族責任論に立脚している。また、矯正施設等からの支援は、「地域生活定着センター」等、受け皿は徐々にではあるが整いつつある。

4. 不登校を放置し、教育を放棄した教育行政の責任が問われるし、暴力を受けた母が施設入所した時点で、家庭内の問題が社会的に認知することができたはずである。被告人にすべて転嫁して厳罰に処する理由とすることは許されるべきではない。

5. 「長期間刑務所に収容されることで、内省を深めさせる必要がある

上記お二方のご意見で、私たちの思いもほとんどすべて含まれていると思います。

今回の判決は、裁判員制度のあり方も問われているように思えます。一般市民の考え方も取り入れようと、無作為に選ばれた人々が裁判員に加わる制度が始まっています。法の世界と社会の常識を融合させる目的だと思います。この判決は現状の市民の良識なのでしょうか。

障害理解を深める活動の大切さを、今、強く感じています。

平成24年8月 大阪自閉症協会
会長 山本 忠

「発達障害の正しい理解を！」

日本発達障害ネットワーク

理事長 市川宏伸

最近、発達障害を正しく理解していないと思われる、いくつかの事柄が社会的に話題になっています。一つは「育て方により発達障害は防げる」という論理です。

このような論理は過去にもありました。その当時は、親の愛情不足で自閉症になるという考え方が広まり、その結果、責任を感じた親による親子心中が生じました。しかし、1960年代に医学的な調査研究が行われ「自閉症の親とそうでない親の育て方に違いはなかった」と報告されました。医学的に“脳の機能障害の存在が前提”と確認されてからは、親の愛情不足により発達障害が生じ

るという考え方をする専門家は、ほとんどいなくなりました。もう一つは大阪地裁でアスペルガー症候群が犯した事件に、思ってもみない判決が出たことです。「発達障害者が問題を起こした時は、厳しい罰で対応すればよい」という論理だとすれば、「発達障害のある人の特性や対応方法がわからないので不安だ」、という考え方であると思われる。たしかに、発達障害がある人は、外見上分かりにくい苦手さを持ち、コミュニケーションが苦手で、特定の感覚に過敏さがあったり、過度に衝動的になったりなどの特性がある場合は、対応のコツがつかみにくいと感じられると思います。しかし、特性を理解して、世の中に受け入れられやすい行動の仕方を丁寧に教えることが効果的であることも分かっています。

この判決文の中で、裁判長は「未

だ十分な反省にいたっていない」としていますが、アスペルガー症候群のような発達障害者の特徴として、「相手の感情や周囲の空気を読み取るのが苦手で、彼らなりの内省や反省は出来ますが、その気持ちをうまく表現することができない」ことが知られています。また「刑務所内で内省を深めさせる必要がある」との記述もありますが、現在の国内の刑務所はアスペルガー症候群の受刑者の特性に合った矯正プログラムがほとんどありません。発達障害者に反省を促すためには、彼らの特性をよく理解した上で、彼らの特性に合ったコミュニケーション方法や心理的アプローチを、時間をかけて行う必要があります。現在の医学的立場で見ると、「弁護士も裁判長も正しい発達障害についての理解してくれていない」と考えられます。

医療分野で発達障害といえば、「何

らかの「脳機能障害」の存在が考えられる症状が「低年齢」からある」ということです。ここでいう「脳機能障害」は、現時点ではまだ脳画像や血液検査等で見つけることはできません。しかし、「家族の誤った育て方で発達障害になる」、「発達障害者が問題を起こした時は厳しい罰で対応するのだけで良い」という考え方が誤っており、問題の改善に役に立たないことはわかっています。

また、発達障害という視点から丁寧に発達を理解してあげた方が良い児童が、通常学級の6.3%もいるという平成14年度の文部科学省の調査もあり、この問題は一部の特別な人の問題ではないことも考えるべき問題です。「家族だけでなく保育園、幼稚園、学校、職場、地域が発達障害の特性について共通理解を持って取り組むと」ということが、現在のわが国では発達障害の正しい理解で

す。

発達障害児・者の特徴としては、（１）「相手の気持ちが分からず、自分の気持ちもうまく伝えられないため、人間関係がうまく持てない」、（２）「考え方が拘り定規で、融通が利かないため、暗黙の了解が育ちにくく、社会性が育ちにくい」、（３）「言葉の意味を取り違えたり、多量の情報の処理が難しいため、コミュニケーションがうまくとれない」、（４）「特定の事柄にばかり注意が向かい、全体を見通した考え方が苦手である」、（５）「怠けているわけではないのに、知的水準に見合った学業成績が得られない」、（６）「感覚の感受性が特別で、特定の感覚が極端に過敏であったり鈍感であったりする」、（７）「自己コントロールが難しく、些細な事で切れ易いため関係性が持ちにくい」、（８）「自分が興味のあることにのみ注意が向か

い、興味のないことへの注意の持続は難しい」などが挙げられます。

これらのことから、家庭では「何を考えているか分からない」、「可愛くない」子どもとされ、虐待の対象になりやすいことが知られています。学校でも返事はよくても同じ失敗を繰り返すため、先生からは「可愛くない」、「何を考えているか分からない」子どもとされ、時には「反抗しているのではないか」と誤解されます。友達からは「変わっている子ども」とされ、「からかい」や「いじめ」の対象になることがあります。仮にそういう状況に追い込まれても、本人はどうしてよいか分からず、助けを求めることも苦手です。周囲からは「いじめられている」と見えても、本人は「友達になってくれている」と誤解していることがあります。学校では不登校となり、やがて引きこもり状態になり、社会が

ら隔絶されてしまうこともあります。マスメディアでは、「アスペルガー障害者が犯罪を引き起こした」という報道がよくなされますが、犯した犯罪の内容の理解が難しいだけであって、発達障害が反社会的であり、犯罪を引き起こし易いという医学的事実はありません。逆に相手の言葉の裏が読み取れないために、騙されやすく犯罪の被害者になりやすいのです。

発達障害は前述したように連続体であり、極めて数の多い存在です。発達障害とは、生まれた時から持っているその人の特性のことです。独特の思考や行動様式は、通常の発想と異なっており、芸術や研究で素晴らしい業績を残す可能性に繋がります。もっと身近でも、さまざまな分野でエネルギーに活躍する可能性もあります。“発達障害ではなかったか？”とされる傑出者には、成長

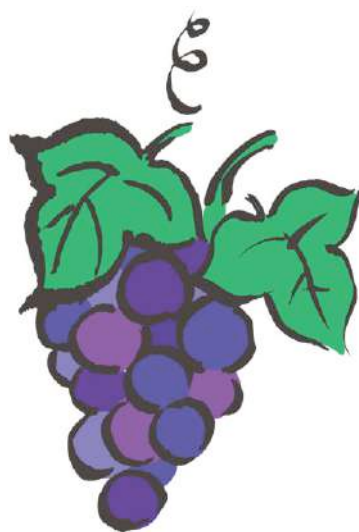
段階において、本人の特性を分かってくれる支援者の存在が知られています。よき理解者の存在により、成長して類まれな業績を残しています。

「発達障害を治す」、「発達障害を生じないようにする」という考え方は、発達障害児者の持っている特性そのものを否定することです。社会の受け入れ態勢の改善も含め、発達障害者本人や周囲が感じる社会不適応感をどれだけ減らせるかが重要です。発達障害者支援法施行7年経過し、“発達障害”と言う言葉はやっと国民の間に知られてきましたが、正しい理解がまだ不十分であると考えられます。仮に電車の中で、発達障害の子どもが、いわゆる“パニック”を起こしたとしても、周囲から、「うるさいから静かにさせろ!」、「親は何をやっているんだ」、「躰が出来ていない」などと非難されず、「大変

ですね」、「何かお手伝いしましょうか」という状況が来ることが期待されます。これからも発達障害の本当の理解が国民に得られるよう、私たちも努力していきたいと思います。

（NHK解説アーカイブス視点・論点2012年08月21日（火）より）

<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/129584.html>



記

平成24年8月20日

特定非営利活動法人 奈良県自閉症
協会
奈良県総合リハビリテーション
センター
所 長 宮内 義純

「子ども地域支援事業」事業開始の
お知らせ

残暑の候、皆様におかれましては、
益々ご健勝のこととお慶び申し上げ
ます。

平素は当センター業務にあたたかい
ご支援をいただきありがとうございます。
ます。

さて、このたび奈良県総合リハビ
リテーションセンターでは「子ども
地域支援事業」を開始いたしました。
事業内容に関しましては下記のとおり
（詳細は別紙をご覧ください）で
す。 よろしく願いいたします。

1 事業内容 施設訪問、研修会講
師派遣

2 事業開始 平成24年8月20日

3 事業対象 発達障害または発達
障害を疑われる子どもとその支援者

4 依頼元 学校、幼稚園、保育所、
保健センターなどの施設や関連団体
（※関係機関との連携をとりながら
お子様の生活支援を行う関係上、個
人からのご依頼はお受けしておりま
せん）

5 依頼方法 同封申込み用紙また
は奈良県総合リハビリテーションセ
ンターのホームページ内、子ども地
域支援事業から申込用紙をダウン
ロードしていただき、必要事項をご
記入の上、FAX または電子メールに
てお申込みください。

6 問い合わせ 電子メール：
narareha-hattatushien@nara-sfj.
or.jp

またはFax：0744－32－0206にお
願いいたします。

以上

『子ども地域支援事業』のご案内
「子ども地域支援事業」は、発達障
害児療育支援体制強化事業として、
お子様が地域社会の中でいきいきと
した生活を送るための支援を行うこ
とを目的とし、以下の事業を実施し
ます。

1. 施設訪問事業（無料）

保育所、幼稚園、学童保育所、
学校、療育教室、その他の施設から
のご依頼により、作業療法士等が訪
問し、専門的なアドバイスをいたし
ます（※関係機関との連携をとりな
がらお子様の生活支援を行う関係
上、個人からのご依頼はお受けして
おりません）。

（相談例）危険行為、情緒面への
対応。落ち着きがない。注意が向き

にくい。集団参加が難しい。不器用。
食事、トイレなど生活面。対人面。
読み書き、算数が苦手など。

2. 研修会講師派遣事業（有料）

市町村、施設、その他団体からの
ご依頼により、研修会の講師派遣を
いたします。

（研修内容例）感覚統合のはなし。
子どもの行動理解と対応。学校、園
での援助方法。友達関係のはなし。
子どもの発達について。手先、から
だの不器用さについてなど。

＜お申込み方法＞

①同封の申込用紙あるいはそのコ
ピーご使用いただくか、奈良県総合
リハビリテーションセンターのホー
ムページ内、「子ども地域支援事業」
から上記1は「訪問事業」、上記2
は「研修会講師派遣事業」の申込用
紙をダウンロードしてご使用くださ
い。

②申込用紙に必要事項をご記入の

上、FAX または電子メールにてお申
込みください

FAX： 0744-32-0206

電子メール：

narareha-hattatushien@nara-sfj.
or.jp

お申込確認の電子メールを1週間
以内に返信いたします。お申し込み
後1週間経過しても返信がない場合
には奈良県総合リハビリテーション
センター 0744-32-0200（内線 645
宮崎）までご連絡ください。



2012.8.4~5 親子ふれあい療 育キャンプ アンケート 集計

参加された保護者の皆様にアンケートに答えていただきました。

回答数 15

1. 施設について

良かった・・・15（・奈良県には無い障がい者用の施設なので、安心して使用できる・天気も気にせずに行けるのが良かった・ダンスの場所が少し狭く、音も大きく落ち着かない子供も多かった）

2. 活動内容について

良かった・・・15（・プールが大好きなので満足しています・良かったのですが、どれにも参加できなかったのが残念です・小学生が多いと、全員で参加できる活動が難しい。リズム体操は良かったが、参加できないお子さんがいたのが残念でした）

3. 食事の内容について

良かった・・・12（・子供が喜んでた・量がちょうど良かったです。子供がたくさん食べていました。美味しかったのだと思います）

どちらでもない・・・3（子供の夕食が小学生高学年だと物足りないかも）

4. キャンプの時期について

ちょうどいい・・・11（・8月第1週がいい・夏休みがいい）

特に記載なし・・・3

その他・・・1（お盆休みと連続になるので、もう1週早いほうがいい）

5. 日程、スケジュールについて

良かった・・・13（1泊2日は無理がなくていいと思います）

どちらでもない・・・1

その他・・・1（子供の待ち時間が多かった）

6. その他

（・待ち時間が多かった。ロビーに

椅子があまり多くないので、選択活動に疲れた時や2日目の出発までの間など大広間が使えるといい・ダンスが苦手な子が多く、少しかわいそうだったかもしれない・）

なお、このキャンプは〔独立行政法人国立青少年教育振興機構（子どもゆめ基金助成活動）〕を受けて開催されました。

アンケートでの貴重なご意見ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。



高機能自閉症・アスペル ガー部会

ケンケンパより

勉強会の報告

9月12日（水）

10:00～12:00

奈良県心身障害者福祉センターにて

「視力」と「見る力」

両眼視機能・ビジョントレーニング
講師：ジョイビジョン奈良 オプト
松本

代表 松本康志先生

参加者・・・会員13名、会員以外の方15名（親の会、他団体、療育教室の支援者など）

今

回は視覚機能の①入力②視覚
情報処理③出力のうち、①の

＜入力情報＞についてのお話でした。まず近視・遠視・乱視について・・・この中でも厄介なのが「遠視」だそうです。近くや遠くを見る時も常に目が調節をしているので、大変エネルギーを使うそうです。

「近視」は学校の視力検査で発見されやすいのですが、「遠視」はある程度の遠視なら遠くまでよく見えるために、学校の視力検査では見つかりにくく発見が難しいということです。遠視のお子さんの中には、まぶしさを訴えたり、本を読みながらいないなどの症状があるようなので、早期発見の目安になるかもしれません。

次に両眼視について・・・A 同時視⇒B 融像（一つにまとめる力）⇒C 立体視と下から順にピラミッド型で成り立っているそうです。鏡を使っての「同時視の体験」や、紙を筒状に丸めて見る「融像体験」を試してみ

ました。手の中に穴があくように見えれば融像ができていますが、融像がなかなかできない参加者も多数いらっしゃったようで、部屋のあちこちから「穴が見えない！！」と声が上がっていました。

次に斜視と斜位について・・・眼球運動では①固視（一つのものに注意を集中して見る能力）②滑動性追従運動（動いているものをゆっくり眼球で追いつながら注視を続けること）③衝動性眼球運動（視線を一気に次の対象に飛ばすような目の動き）についてお話がありました。眼球運動のトレーニングではブロックストリングス、ひも付きお手玉、バランスボールでキャッチボール、などの紹介がありました。

子どもが見えているものと自分たちが見えているものと同じかどうか、考えたことがありましたか？（実は



現在

日本自閉症協会は一
般社団移行に向けて作
業を行っています。先ず定款の確定
が必要なため、この30日には第29
回臨時総会が東京の弘済会館で行わ
れます。8月26日の臨時説明会な
どこれまでの会議には奈良県からは
河村が参加していますので、資料等
をご覧になりたい方はお申し出さ
い。今後の手順について今井理事が
以下の内容で、うまくまとめ、示さ
れていますので、内容をお知りおき
下さい。※文中のパンフとは公益認
定等委員会事務局「民による公益増
進を目指して～新公益法人制度の
概要～」で[https://www.koeki-info.
go.jp/](https://www.koeki-info.go.jp/)から拾えます。一部事務局
にあります。(河村)

日本自閉症協会の新法上の一般社団
に変更することに関する基本整理
2012. 8. 10. 12 時 文責法人移行
PT 今井忠

1. 前提認識…本年3月18日総会で
決議済み

①当協会は法的にはすでに「特例民
法法人」になっている。→パンフ5～
7頁

②この法人は期限(H25. 11. 30申請)
までに新法の法人に変わらなければ
ならない

③解散はありえないので、選択肢は
「公益社団法人」かまたは、「一般社
団法人」→パンフ3～6頁

④公益社団に認定されるためには公
益事業支出割合が支出の50%以上
でなければならない。→パンフ2頁

⑤当協会は共済事業として保険事業
(ASJ 互助会)を行なっている。共
済事業は公益ではなく、共益(収益)
事業扱い。パンフ11-12

⑥なお、どちらであれ、財産と事業
を引き継げるが、基本的には、現協
会はいったん終了し、あらたな社団
法人が立ち上がると考えたほうがわ

かりやすいと私は思います。

2. 公益社団ではなく、一般社団を
選択したことについて…本年3月
18日総会追加説明

①保険事業が公益事業にあたらない
ことから、保険事業を持つのなら、
50%ルールから・当面・公益社団に
なるのは無理。

②保険加入会員は年々増加してお
り、ASJ 互助会保険がニーズに合っ
た事業であると判断できる。そこで、
一般社団として、むしろ保険事業を
積極的に活用し、当協会の発展に活
かすほうが得策だと判断した。

③保険事業を当協会の事業から外
したり、引き継ぐ団体と交渉するこ
とは時間的に間に合わない。

④保険事業を当協会の事業から外せ
た場合でも、いまのままでは公益社
団の条件である、公益事業トータル
が赤字ではないという条件を満たす
ためには数年を要し、当面・公益社

団認定はもらえないと予想される。

⑤公益社団になるためには、数年を
かけて寄付・助成金収入の増加、専
門家との関係強化必要

⑥なお、将来、公益目的事業を十分
に増やせば、公益社団になることも
可能。

3. 一般社団移行のための手順

①今後のスケジュール。9月末総会
承認がリミット

②あらたな定款づくり…総会で定款
変更承認必要、内閣府の認可(来年
4月発効を予定)あわせて

a. 会員会費規定の作成

b. 組織とガバナンスの規定作成

c. 公益目的支出計画書の提出…

総会付議不必要、内閣府

③認定特定保険事業者としての認定
…厚労省/金融庁

・新定款での事業記載と会員
限定の保険であることの明確化必要

・保険事業者としての業務運

営体制の確立

4. 新定款案作成の手順

①・超短期間で内閣府の認可を得る
ため、現定款をモデルとはせず、可
能なかぎり内閣府の定款モデルをそ
のまま採用した。(内閣府モデル…
<https://www.koek-info.go.jp/> サ
イトマップ/法令・ガイドライン等
/その他/移行認定のための「定款
の変更の案」作成の案内H21. 11.
11)

②その際に、現定款のうち、引き継
ぐべき部分、変更する部分、内規に
落とす部分に分け、個々に内閣府モ
デルの構造にはめ込んだ。

5. 会の組織と正会員規定

a. 議決権を持つ正会員は、すべて
団体加盟とした。一団体1個の議決
権。個人の正会員はない

b. 現在、社団協会に直接入会して
いる個人正会員の受け皿として、「グ
ローバル会員会」(仮称)をつくり、

現直接正会員はその団体に加入して
いただく。

c. 現正会員団体のなかに一部、議
決権のない賛助団体会員になってい
ただくほうが適切とおもわる団体
がある。先方の意向を確認する。(口
数は確保したい)

d. 議決権のない会員として、「いと
しご会員」(仮称)を新設した。主に、
ASJ 互助会保険加入のみの人たちを
意識した自閉症スペクトラム障害を
学習する会員とした。(この保険は
当会の会員であることが前提となっ
ている。会報と会費納入…AIU)

e. 全国自閉症者施設協議会殿につ
いては、個々の施設長が過去正会員
となっているが、議決権のある正会
員且鐘の一つになっていただくのが
よいと思う。全自者協殿の意向を確
認する。

f. 現在、全自者協の施設利用者は
保険加入できるとなっているが、今

後は自閉症協会の何らかの会員であることが必要であり、会費が発生する。具体的には、施設利用者の保険加入者は「いとしご会員」になっていただき、現在の保険料はそのままにし、その中から、会費分を協会が徴収する。正会員加盟団体(旧支部)の正会員で保険に入っている人は、会費を払っていることから保険料内の会費分を保険料から減額することとしたい。(いとしご会員よりも保険料が見掛け安くなる)

6. 会費規定

正会員を団体加盟のみとしたことから、「活動協力費(入会金)」を無くす。なお、個々の加盟団体が入会金をとるのは自由。

7. 公益目的支出計画…パンフ14頁
保険業も協会も赤字でない計画であること→管理費削減計画、ASJ 互助保険事業計画

a・新法人の支出は継続事業(旧

公益)、公益目的事業(新規公益)、収益事業、法人会計(団体管理費)からなる。

b・現協会が持っている正味財産相当額を継続事業(旧公益)を通じて消費することが求められる。

c・いっぽう、新法人移行後の会費などのお金の使途については自由なので、旧財産がゼロになるまでの期間は、継続事業を旧財産だけで行い、会費等を当てない。その結果、所有財産の源は新法人設立後の会費等収入で置き代わっていく。旧財産がゼロになるまで内閣府に報告が必要。

d・全事業総計が赤字や黒字でなければ、総財産額は変わらない。

e. 継続事業の公益性の判断は内閣府と厚労省。

f. 新規の公益事業は内閣府の委員会に付議されて判定。面倒。今回はなし。

8. 認定特定保険事業者登録手続き…専門家に委託

○奈良 YMCA 創立 50 周年 記念教育講演会—あたたかさ

のあるクラス作りを目指して—

★日時 2012 年 11 月 25 日(日)
10:00 ~ 15:40

★場所 帝塚山大学芋園前キャンパス
16 号肝 16501 教室(近鉄学園前南 3 分)

★講師

望月 昭先生 立命館大学教授
松久眞実先生 プール学院大学講師
プログラム予定

9:30 開場

10:00 ~ 講演「学級における環境
支援」望月 昭先生

12:00 ~ 休憩

13:00 ~ 講演「あたたかな学級作りの
具体的方法」松久眞実先生

15:10 ~ 質問への回答両先生

★定員: 先着 120 名

★参加費: ¥2,000 (講演の一部参加の場合も同額です。)

★申込方法: FAX・Email にて申込み下さい。

★お支払方法 11 月 20 日までに下記までお振込み下さい。〈振込み手数料はご負担ください。〉尚、相当日の受付でのお支払いはお取り扱い出来ません。

お振込み先 南都銀行 西大寺支店
普通口座 057049 財団法人
奈良 YMCA

★尚お申込み後のキャンセルは 11 月 20 日までに申し出ください。振込み手数料を差し引き、口座振込みでご返金致します。11 月 21 日以降当日までのキャンセルの場合、参加費のご返金は出来ませんので予めご了承下さい。

★主催 奈良 YMCA

★お問い合わせ: 奈良 YMCA 教育センター TEL: 0742-44-2291 FAX: 0742-46-7561

E-mail: nrbunkyo@naraymca.org



NPO 法人奈良県 HA-HA-HA- キャラバン隊へのお礼

以下のお礼状が事務局に届いています。公演を観ていただいた人から、口コミでキャラバン隊の存在が県下に広がっているようです。（河村）

○桜教学発第 271 号 平成 24 年 9 月 3 日 特定非営利活動法人奈良県自閉症協会 奈良 HAHAAH キャラバン隊の皆様

桜井市教育委員会 教育長 雀部克英 平成 24 年度桜井市立学校教職員研修会について（御礼）

厳しい残暑が続いておりますが、キャラバン隊の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、先日はご多忙にもかかわらず、平成 24 年度桜井市立学校教職員研修会

にお越しいただき、貴重なご公演を賜り、誠にありがとうございました。

「みんなちがってみんないい～知ってほしいな自閉症・発達障害のこと」というテーマで、お話しいただきました。また「見え方体験」「聞こえ方体験」「折り紙体験」等を通して、自閉症・発達障害の子どもたちの気持ちや考え方についての理解を深めることができました。数々の示唆に富んだお話を、本市及び各校のこれからの教育活動に生かしてまいりたいと存じます。もうしばらく暑い日が続きますが、ご健康に留意され、ますますご活躍されますよう心よりお祈りいたしますとともに、これからもご支援・ご指導くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

○平成 24 年 9 月 10 日 特定非営利活動法人奈良県自閉症協会河村舟二様 三郷町人権教育推進協議会 会

長 藤原 佑二 朝夕は秋の気配を感じる頃となりました。河村様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本町の人権教育推進に多大なるご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。さて、先日は町人権教育推進協議会が開催しております「人権問題学習セミナー」に、ご多用の折にもかかわらず、ご講演を賜りまして、本当にありがとうございました。当日は、私たち事務局を含め 91 名の方々の参加がございました。「みんなちがって みんないい」～知ってほしいな自閉症・発達障害のこと～を演題に、自閉症・発達障がいて何 という基本的なことから、見え方・聞こえ方等の様々な体験を通して自閉症児（者）・発達障がい児（者）の具体的な理解、さらには「僕たちの世界・母の気持ち」を伝えて下さいました。

今まで、何度も自閉症や発達障が

いについてのお話を聞かせていただきましたが、これほどわかりやすく、また気持ち・心を聞かせていただいたことはなかったかと存じます。ご参加いただいた方々も「よかった、よくわかった」とお話下さってありました。これも一重に、河村様をはじめキャラバン隊の皆様方のおかげと感謝している次第です。本当にありがとうございました。

今後何かとお世話になりますが、ご指導、ご鞭撻をいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

事面で失礼かと存じますが、まずはお礼まで

○一般社団法人 奈良県手をつなぐ育成会主催の「自閉症や知的障がいのある子へのコミュニケーション支援講演会」開催についての案内がありました。奈良県自閉症協会でもお世話になった、坂井先生を呼ばれるようです。ぜひ皆さんもご参加下さい。なお 9 月 30 日申込み締め切りですので早めに FAX して下さい。

河村

タイトル：自閉症や知的障がいのある子へのコミュニケーション支援
環境しだいで障がいは消える！？コミュニケーションはキャッチボール
日時：平成 24 年 10 月 12 日（金）
10：30～14：00

場所：奈良県社会福祉総合センター
5 階研修室 BC ※受付開始：10：10～

奈良県橿原市大久保町 320 番 11

◎近鉄畝傍御陸前駅 東出口から北東へ徒歩 3 分★駐車場有。スペース

に限りがあります」満車の場合は西隣の橿原市畝傍御陸前駅東駐車場をご利用ください。

講師：坂井 聡氏（香川大学教育学部准教授・障がい児のコミュニケーション指導が専門）

参加料：無料 定員 210 名（定員になり次第締切）

申し込み締切：9 月 30 日（月）

申し込み方法：自閉症や知的障がいのある子へのコミュニケーション支援講演会参加申込みとし、住所・氏名・所属（学校等）・お子さんの年齢性別・坂井先生にお聞きになりたいこと。を書いて FAX にてお申し込みください。FAX 0744-29-0151

連絡先：育成会事務局 TEL：0744-29-0150 主催：奈良県知的障害者相談員協議会、一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会（子育て支援部会・障害者 110 番等相談部会）

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会主催

平成24年度 保護者の為の自閉症理解と生活支援ワークショップ

自閉症として生まれてきた子供と楽しく過ごすために！

ちょっとした工夫をして、ちょっと考えかたを変えてみて・・・

自閉症の子どもをもつ親どうし、一緒に学びませんか？

対象者： 奈良県内在住の自閉症の診断を受けた子どもの保護者
子どもの年齢は問いません。全8回 出来る限りご参加出来る方

定員： 20名

参加費： 資料代、場所代 500円（会員は無料です）

講師： 波多野 伸江先生（臨床心理士）

場所： 奈良県心身障害者福祉センター（田原本）
SKIP教室 大和郡山市泉原町10-3（補習場所）

時間： 10:30～12:30（9月からの途中参加もOKです）

全8回予定 日程表

日時（田原本）	内 容	SKIP教室での補習日
6月 7日（木）	自閉症って何？	6月19日（火）終了
7月 5日（木）	評価について——我子の事を知ろう！	7月10日（火）終了
9月 6日	構造化って何？——どうして必要？	9月11日（火）終了
10月 4日	コミュニケーションについて その1	10月5日（金）
11月 1日	コミュニケーションについて その2	11月2日（金）
12月 13日	困った行動？どうしたら	12月14日（金）
1月 24日	困った行動？ どうしたら？から 何故？	未定
2月 21日	まとめ 質問	未定

*21年度～23年度の参加者の引き続きの参加也大歓迎です。

更に 実践内容を取入れて計画中！！

*奈良県心身障害者福祉センターの日程で参加出来なかった回は

補習日を設けてSKIP教室でビデオ学習等で対応致します。（補習日参加は事前に連絡が必ず必要です。）

*補修日には 毎回の課題ワークのフォロー等も行います。

*リピーターの方向けの フォローアップ内容も用意しました。

勉強会に参加の方から 24年度もSKIP勉強会を
大和郡山市泉原町のSKIP教室にて開催したいと思います。
支援グッズや個別課題等のいろんな資料や、自閉症や発達
障害の本やこれまでの講演会ビデオなども置いてありますので
補習日には、お時間のある限り見ていただけます。

実践勉強会、SKIP 療育クラス案内

2012年度も SKIP 療育クラスを予定しています。メンバーには これまで子供の療育に通いながら実践されてきた保護者も加わり、養護の先生たち、以前の実践セミナーの体験者です。いろんな形で子供と関わりながらの支援を一緒に進めていきませんか。お待ちしております。

参加資格は 過去に「保護者の為の勉強会」や 奈良県自閉症協会の講演会に参加された方、本年度の「保護者の為のワークショップ」に参加対象にします。【リピーターも可】

SKIP 療育クラスの予定

☆土・日曜日を中心に 子供さんグループに合わせて

参加費 1,000円（教材費 場所代、会員 500円）

勉強のための保護者だけの参加也大歓迎です。

先生や自閉症に関わってくださっている全ての関係の方のご参加もお待ちしております。

保護者のための・実践とも

問い合わせ・申込み先

TEL/FAX 0743-25-4299（留守電へ）

E-mail naraskip@yahoo.co.jp（携帯からもOK）

名 前	年 齢	所 属
〒		
住 所		
電話番号		
メールアドレス		
保護者のワークショップ希望		SKIP 療育クラス希望
() 通常 田原本参加		() 日曜日 午前 () 日曜日 午後 ()
() 泉原 SKIP		() 月曜日 15時～

SKIP教室

周辺案内図



○電車でお越しの方：

JR 大和小泉駅（西口）より奈良交通バス「矢田山町」行き「泉原南口」停留所よりすぐ。
近鉄郡山駅より奈良交通バス「泉原町」行き「泉原町」停留所より徒歩2分

○お車でお越しの方：

国道25号線「小泉町西」交差点を北へすぐ
スーパー「ハッスル」の斜め前
セレミューズ矢田山の北隣り
美容院の2階です。
駐車場もあります。（2～3台）

過去講演会の録画 DVD による勉強会

* 21年度～23年度、奈良県自閉症協会主催の講演会を録画したDVDを使用しての勉強会を、毎週月曜日を中心に計画いたしました。

ご参加希望の方は 3日前までに必ず 申し込みをお願いいたします。

場所 : SKIP教室 大和郡山市泉原町10-3

時間 : 10:30~12:30

参加費 : 500円(場所代、会員無料)

勉強会では A 又は B のどちらか 一方のみの参加になります。

日 時	DVD A	DVD B
9月 3日（月）	その子らしさを生かす子育て 吉田友子先生（H22. 1. 30）	子供たちの将来に向けて 中山清司先生（H23. 9. 4）
9月18日（火）	自閉症の子供たちのよいところ 佐々木正美先生（H24. 4. 22）	5回連続講座 ①自閉症の特性 山根和史先生（H23. 10. 3）
10月15日（月）	自閉症の理解と支援 「余暇活動とソーシャルスキル」 門真一郎先生（H22. 10. 17）	②「評価」 高橋亜希子先生（H23. 11. 21）
10月29日（月）	「問題行動への対応」 門真一郎先生（H22. 1. 17）	③「構造化」 譲田和先生（H23. 12. 19）
11月5日（月）	自閉症の理解と支援 「司法と行政の共同活動から」 森繁樹先生（H22. 12. 4）	④『コミュニケーション』
11月13日（火）	「自閉症児者が安心して暮らせる町をめざして」大屋滋先生	⑤「問題行動」 中山清司先生（H22. 1. 18）
11月19日（月）	「発達障害・自閉症に対する行動問題の理解と支援」 岡村章司先生（H24. 1. 22）	NHK フォーラム リカイヒロメタインジャー講演
12月 3日（月）	自閉症の理解と支援 「精神科医療の情報を中心に」 飯田順三先生（H23. 2. 13）	NHK フォーラム シンポジウム

問合せ・申込先 TEL/FAX 0743-25-4299 (留守電へ)

E-mail naraskip@yahoo.co.jp (携帯からもOK)

申し込み者 御名前

会員 ■ 非会員

連絡先 TEL

メールアドレス

希望日時	月	日	A	B
	月	日	A	B

「豊かに暮らしたい23年度版」の無料配布

平成23年度 WAM 助成金事業 完了報告冊子

「奈良県で暮らす発達障害児者の為に豊かに暮らしたい23年度版」を作成致しました。

会員の方には、1冊送付いたしました。が会員の方で追加希望の方、会員以外でも ご希望の方、団体様へ無料でお送りいたしますので送り先、何冊必要かをご連絡頂けますようお願いいたします。

（ご希望の数が多い場合は ご相談させていただいたり、お時間を頂く事になりますので ご了承ください。）

防災ハンドブックを印刷経費値段で御分け致します。

（社）日本自閉症協会作成の 防災ハンドブック

平成20年に独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業により防災ハンドブックを作成いたしておりましたが、今回の大震災の経験からさらに補強をする必要を感じ、厚生労働省平成23年度障害者総合福祉推進事業「災害時における自閉症をはじめとする発達障害のある方の行動把握と効果的な情報提供のあり方等に関する調査について」により内容の見直しをいたしました。

防災ハンドブックは、（社）日本自閉症協会 HP よりも、ご自由にダウンロードで作成していただけます。

<http://www.autism.or.jp/bousai/index.htm>

防災・支援ハンドブックは家庭用のプリンターなどで A4 用紙に印刷（小冊子の印刷として両面印刷・・・プリンターによりできないこともあります）をしていただき、二つ折りにしていただきますと、A5 版のハンドブックを作ることができます。みなさまの防災に役立てていただきますようお願いいたします。

今回の新バージョンのハンドブックの増刷りを購入いたしましたので、ご希望の方に経費分のみのご負担で御分け致します。

*家族用 190円（会員には 1冊 無料でお送りします）

*支援者用 110円 2種類あります。

「豊かにくらしたい」「防災ハンドブック」冊子

問合せ・申し込み先 TEL/FAX 0743-25-4299（留守電へ）

E-mail naraskip@yahoo.co.jp（携帯からもOK）



御手元に お届けできるまで お時間が かかります事をご了承いただけますようお願いいたします。

FAX 送信先：0743-25-4299

メール送信先：naraskip@yahoo.co.jp

豊かに暮らしたい冊子& 防災ハンドブックの申し込み用紙

氏名（代表者名）又は 団体名	会員 ・ 非会員
住所 〒	
TEL	メールアドレス
FAX	

奈良県で暮らす発達障害児者の為に

豊かに暮らしたい 23年度版 _____ 冊希望

差し支えなければ複数冊の場合は、配布される方の御名前もしくは、お渡し先等を教えて下さい。

（無料配布、送料も無料です）

*「豊かに暮らしたい」のみの場合は、FAX 又はメールでの申しお込みで OK です。

防災・支援ハンドブック

家族支援編 190円× _____ 冊 = _____ 円

支援者の方へ 110円× _____ 冊 = _____ 円

送料 80円（5冊程度まで）

合計 _____ 冊

防災ハンドブックもご希望の方は

申し込み用紙と合計金額分の切手を同封の上、以下の住所までお願いいたします。

（複数同時申し込みで 高額の場合は 振り込みをお願いしますので、まずは FAX 下さいますよう お願いいたします。）

〒639-1056

大和郡山市泉原町 10-3

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会 宛

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定 価：100円